

1-4 浄化槽と下水道は、どこが違うのでしょうか。

1 下水道と浄化槽の特徴

浄化槽も下水道も、微生物の働きにより汚水をきれいにして放流するというものですが、主な違いは、設置や管理の主体と処理の対象となる排水の種類です。

下水道は水洗便所排水、生活雑排水のほか、工場廃水も併せて処理するとともに、通常、雨水の排除も行います。そして、主に市街地など比較的人口が密集している地域に市町村、都道府県により設置され、また、管理が行われています。

一方、浄化槽は市町村などの公共団体が設置するとは限りません。通常は、下水道等が整備されていない地域において、水洗化を希望する個人が浄化槽を設置し、管理することになります。

また、浄化槽は、設置される住居や事業所の規模によって大きさや種類が様々であることや管渠が不要であることから、設置箇所の地形等の状況に応じて柔軟に対応することができます。

2 個別処理と集合処理

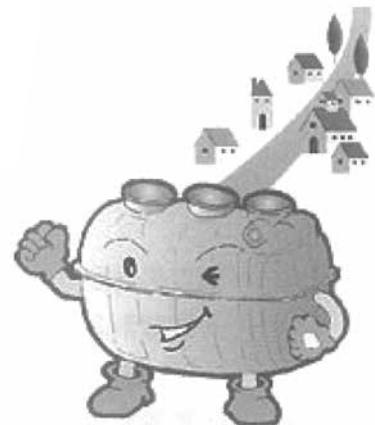
浄化槽をはじめとする污水处理施設は、個別処理と集合処理に大別されます。

個別処理とは浄化槽のように、建築物の敷地内で処理する方法をいい、集合処理施設は、建築物の敷地から離れた終末処理場へ汚水を管渠で送り、その地域の汚水を集合して処理する方法をいいます。

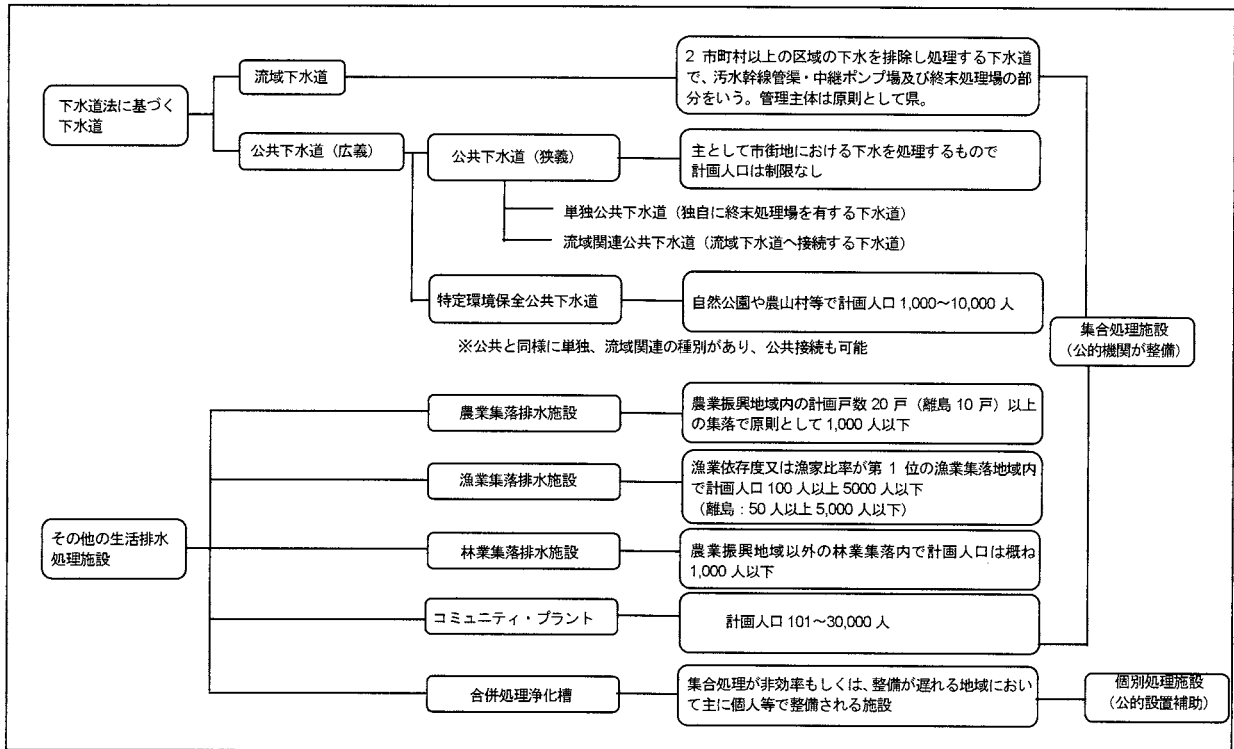
これらの施設は設置主体や整備規模、対象地域等によって次ページの表のとおり様々な種類があります。一般的には、個別処理は管渠等が不要であることから、起伏の多い中山間地域や住宅が散在している都市郊外地域等において適しているといえます。また、各戸ごとに整備し、2週間程度の工期で使用可能となることから、投資効果の発現が早いという特徴があります。

これに対して集合処理は、管渠を整備する必要があるため、人口密集地域において適しているといえます。また、1ヶ所の処理施設で集中して処理することから、効率的な維持管理が可能となります。

しかし、整備効果の発現には時間がかかることや、処理区域を確定した後の整備計画の変更・見直しが困難であることなどから、地域の特性に応じた整備手法を慎重に検討し、選択する必要があります。



汚水処理施設の種類



地域の特性に応じた汚水処理施設整備のイメージ

